

第5次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン【概要版】

キヤッチ
フレーズ

自分らしく
暮らしやすく 働きやすく

計画の推進によって、一人ひとりがあらゆる場面で自分らしく存在し、生活することができる男女共同参画社会の実現を目指していくたいという想いを表しています。

計画期間 令和5(2023)年4月～令和10(2028)年3月

3つの基本目標

基本
目標
1

男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発

基本
目標
2

安心して生活できる環境の整備

▼【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】（＝DV対策基本計画）を含む。

基本
目標
3

女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

▼【第3次芦屋市女性活躍推進計画】（＝女性活躍推進計画）

▼「DV対策基本計画」「女性活躍推進計画」の2つを含んだものとなっています。
(※第5次計画より新たに「DV対策基本計画」を本計画に追加しました。)

本計画書は、市ホームページに掲載して
おりますので、ぜひご覧ください。



基本目標

1

男女共同参画社会の実現に 向けた教育・啓発

加速する人口減少や、頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響等により、社会全体として一層、男女共同参画の取組が必要とされていますが、市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、男性が優遇されているという認識が高く、男女共同参画センターの認知度も低い状況です。男女共同参画社会を築くために、市民・団体、市職員、教職員も含めた男女共同参画意識の醸成に取り組みます。

[施策の方向性] (1) 家庭・地域へ向けての取組

- ① 男女共同参画センターを中心とした取組
- ② 防災・減災への取組



[施策の方向性] (2) 市職員への啓発や学校園等での学習

- ① 市職員の意識醸成 **重点取組**
- ② 多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供

基本目標

2

安心して生活できる環境の整備

▼【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】を含む。

誰もが心身ともに健康で充実した生活を送るため、身体的性差や性の多様性を理解し、尊重することが必要であり、近年は晩婚化等による初産年齢の上昇、不妊治療を希望する男女の増加に対する支援が求められています。市民それぞれが、自身の健康管理とライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、情報提供や支援を行います。

また、DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶は、克服すべき重大な課題です。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家庭内で過ごす時間が増えたことにより、全国的にDVの相談件数は増加傾向にありますが、市民意識調査によると「芦屋市DV相談室」の認知度は低い状況です。相談機関の周知徹底や、関係機関との連携を強化しながら被害者支援を行うとともに、暴力防止のための取組を推進します。

[施策の方向性] (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進

- ① 年齢に応じた性教育の充実
- ② ライフステージに応じた健康づくり
- ③ 悩み相談事業



[施策の方向性] (2) あらゆる暴力の根絶

【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】

- ① DV被害者支援
- ② DVと性暴力防止のための取組 **重点取組**

基本目標

3

女性の活躍と ワーク・ライフ・バランスの推進

▼【第3次芦屋市女性活躍推進計画】

労働力人口の減少と少子高齢化により、人口の約半分を占める女性の活躍が求められていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は市附属機関等に占める女性委員の割合35.4%（令和3年4月1日現在）からも十分であるとは言えません。活躍を願う女性がその能力を発揮できるよう、女性が望む支援を行うとともに、男性も含め、多様な働き方を促進することや、固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の醸成が必要です。市職員を含めた社会全体への啓発と、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組のほか、働き続けることを希望する人が、性別に関わらず、子育てや介護等をしながらでも就労を継続できる環境づくりや情報提供を行います。

[施策の方向性] (1) 女性へのエンパワメント推進

- ① 女性が望む活躍への支援
- ② 性別役割の偏り解消のための取組



[施策の方向性] (2) ワーク・ライフ・バランス 実現のための支援

- ① 子育て・介護等の支援
- ② 男性の家庭生活での活躍推進
- ③ 働き方改革の推進

重点取組

数値目標（抜粋）

基本目標	施策の方向性	主な取組	項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和9年度)
1	(2) 市職員への啓発や 学校園等での学習	①市職員の意識醸成	研修参加人数	88人	130人
		②多様な選択を可能とする学 校園等での学習機会の提供	啓発実施回数	年1回	年3回以上
2	(2) あらゆる暴力の根 絶	①DV被害者支援	DV相談室の認知 度	7.3% (市民意識調査)	30%以上 (市民意識調査)
		②DVと性暴力防止のための 取組	予防啓発・講座・研 修実施回数	市職員 2回 市民・若年層 1回	年3回以上 年2回以上
3	(2) ワーク・ライフ・バ ランス実現のため の支援	①子育て・介護等の支援	待機児童数	160人	0人
		②男性の家庭生活での 活躍推進	男性向けの啓発実 施回数	—	年12回以上
		③働き方改革の推進	市男性職員の育児 に関する休暇取得 率	出産補助休暇 71.4% 育児参加休暇 38.1% 育児休業 18.2%	80%以上 50%以上 30%以上

※灰色の欄は本計画期間中の重点取組

施策体系

本計画の施策体系は、「基本目標」「施策の方向性」「主な取組」に分かれています。下記の通りです。

基本目標	施策の方向性	主な取組
1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発 	(1) 家庭・地域へ向けての取組 (2) 市職員への啓発や学校園等での学習	①男女共同参画センターを中心とした取組 ②防災・減災への取組
2 安心して生活できる環境の整備 	(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進 (2) あらゆる暴力の根絶 【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】(DV対策基本計画)	①年齢に応じた性教育の充実 ②ライフステージに応じた健康づくり ③悩み相談事業
		①DV被害者支援 ②DVと性暴力防止のための取組
3 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 【第3次芦屋市女性活躍推進計画】 	(1) 女性へのエンパワメント推進 (2) ワーク・ライフ・バランス実現のための支援	①女性が望む活躍への支援 ②性別役割の偏り解消のための取組
		①子育て・介護等の支援 ②男性の家庭生活での活躍推進 ③働き方改革の推進

※灰色の欄は本計画における重点取組とします。

芦屋市市民生活部人権・男女共生課

〒 659-0064 芦屋市精道町8番20号 芦屋市役所分庁舎1・2階

芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや

TEL : 0797-38-2518 FAX : 0797-38-2175 E-mail : danjokyoudou@city.ashiya.lg.jp